

No 12

宇土市(304～306、307【一部】、308【一部】、312、314、315)

宇城市(307【一部】、308【一部】、309～311、316～318)

※有害鳥獣捕獲については、この図面にかかわらず別途協議をお願いします。

凡	例
立入禁止区域	

